

令和3事業年度

事業報告書

外国人技能実習機構

1. 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）の概要

（1）事業の概要

機構は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 87 条に基づき、以下の業務を行う。

- ① 技能実習計画の認定に関する事務を行うこと
- ② 実習実施者又は監理団体に報告を求め、実地に検査を行うこと
- ③ 実習実施者の届出の受理を行うこと
- ④ 監理団体の許可に関する調査を行うこと
- ⑤ 技能実習生に対する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと
- ⑥ その他技能実習の適正な実施に関する業務
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる業務に附帯する業務

（2）事務所の所在地（令和 4 年 3 月 31 日現在）

- ① 本部
〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-15
LOOP-X 3 階
- ② 地方事務所及び支所
札幌事務所
〒060-0034 北海道札幌市中央区北 4 条東 2-8-2
マルイト北 4 条ビル 5 階
仙台事務所
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 1-2-1
仙台フコク生命ビル 6 階
東京事務所
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-7-2
NK ビル 4 階及び 7 階
水戸支所
〒310-0062 茨城県水戸市大町 1-2-40
朝日生命水戸ビル 3 階
長野支所
〒380-0825 長野県長野市南長野末広町 1361
ナカジマ会館ビル 6 階及び 7 階
名古屋事務所
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-15-32
日建・住生ビル 5 階
富山支所
〒930-0004 富山県富山市桜橋通り 5-13

富山興銀ビル 11 階及び 12 階

大阪事務所
〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋 4-2-16
大阪朝日生命館 3 階及び 4 階

広島事務所
〒730-0051 広島県広島市中区大手町 3-1-9
広島鯉城通りビル 3 階

高松事務所
〒760-0023 香川県高松市寿町 2-2-10
高松寿町プライムビル 3 階及び 7 階

松山支所
〒790-0003 愛媛県松山市三番町 7-1-21
ジブラルタ生命松山ビル 1 階及び 2 階

福岡事務所
〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町 1-1
日刊工業新聞社西部支社ビル 5 階及び 7 階

熊本支所
〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町 1-7
MY 熊本ビル 2 階及び 8 階

2. 機構の沿革等

(1) 機構の沿革

平成 29 年 1 月 設立（法人登記）
平成 29 年 2 月 本部事務所（仮事務所）設置
平成 29 年 3 月 本部事務所移転（港南オフィス）
平成 29 年 4 月 地方事務所・支所（全国 13 か所）設置
平成 30 年 2 月 本部技能実習部移転（海岸オフィス）
令和元年 7 月 本部監理団体部移転（海岸オフィス）
令和元年 12 月 本部総務部・国際部移転（海岸オフィス）

(2) 設立根拠法

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
（以下「技能実習法」という。）

(3) 主務大臣

法務大臣及び厚生労働大臣

(4) 審議等機関

評議員会（評議員 15 人以内、労働者を代表する者及び事業主を代表する者（それぞれ同数）を含む）について、令和 3 年度第 1 回評議員会を令和 3 年 6 月 30 日に、第 2 回評議員会を令和 4 年 1 月 27 日に開催した。

3. 資本金の状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

政府出資金 : 193,040 千円（前事業年度末からの増減なし）

民間出資金 : 0 千円（前事業年度末からの増減なし）

4. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

（1）定数

理事長 1 人

理事 3 人以内

監事 2 人以内

（2）役員名簿（令和 4 年 3 月 31 日現在）

氏名	役職	任期	経歴
大谷 晃大	理事長	令和 3 年 1 月 25 日 ～令和 5 年 1 月 24 日	元仙台高等検察庁検事長
木塚 欽也	理事	令和 3 年 2 月 1 日 ～令和 5 年 1 月 31 日	元厚生労働省中央労働委員会事務局審議官
清水 洋樹	理事	令和 3 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 1 月 31 日	元札幌出入国在留管理局長
金原 主幸	理事	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 3 月 31 日	元日本経済団体連合会 国際経済本部長
杉澤 直樹	監事	令和 3 年 1 月 25 日 ～令和 5 年 1 月 24 日	元東京海上日動火災保険 顧問
藤川 裕紀子	監事 (非常勤)	令和 3 年 1 月 25 日 ～令和 5 年 1 月 24 日	公認会計士

5. 職員の定数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

581 人

6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況及び事業計画の実施結果

（1）効果的・効率的に業務を運営するためにとるべき措置

ア 効果的・効率的に業務を運営するための体制の確立

（ア）本部、全国 13 か所の地方事務所及び支所（以下「地方事務所等」という。）の業務遂行のため、必要となる人員及び事務所、物品等を確保するとともに、能力や業績に応じた適正な処遇を確保する観点から、契約職員に対する人事評価制度

を新たに導入した。また、令和4年度から指導監督業務と援助業務を一体的に講じることや、無期雇用転換制度の円滑な実施に向けて、業務運営体制の更なる充実を図った。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部、中央（本部）での集合研修からオンライン研修（テレビ会議）に切り替えるなどの柔軟な対応により、現下の課題にも沿った研修を実施し、担当職員の専門性の確保及び業務能力の向上を図るとともに、新規採用者に対してもeラーニング研修により当機構に係る横断的な知識等の付与を行った。さらに、全職員対象に適正な業務運営の推進及びコンプライアンスの推進を目的とする研修や新たに外部講師による接遇研修、「やさしい日本語」に係る研修を行い、業務を円滑に推進できる体制の構築を図った。
- (ウ) 本部の各部及び地方事務所等は、各種会議を通じて情報の共有を行うとともに、本部・地方事務所等の間において業務連携や他部署応援等を行い、組織の縦割り化の回避を図るなど、効率的な業務運営に努めた。

イ 業務運営の効率化に伴う経費節減等

- (ア) 一般管理費及び業務経費について、不要な支出の削減を図るため、職員に対し、研修等の機会を通じ、「コスト意識・ムダ排除」の意識を高めることにより、省資源、省エネルギー等に努め、冗費の削減等の効率化を図った。
- (イ) 契約については、原則として一般競争入札によるものとする等の措置により、適正化を推進した。
- (ウ) 申請、届出等の各種手続の情報を管理し、職員及び各部署相互の情報の共有・活用の実現を可能とする情報システムの安定的な運用を確保するとともに、情報システムの改修等による業務支援の拡充により、円滑かつ効率的な業務の遂行の支援に努めた。
また、申請等の手続のオンライン化に係る調査研究を実施した。
- (エ) 事業の費用対効果について、前年度の事業の実施費用や実績等を把握・分析し、必要な改善を図った。

(2) 機構が質の高いサービスを提供するためにとるべき措置

ア 共通事項

(ア) 業務の計画的遂行及び進捗管理並びに部門横断的対応

業務運営計画を作成するとともに、業務の進捗状況を役員及び幹部職員が定期的に点検し、その結果を踏まえて業務改善を図り、本部の各部及び地方事務所等が技能実習法に規定する技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に係る業務を円滑かつ公平・中立的に進めた。

また、監理団体、実習実施者及び送出機関における技能実習生を巡る違法な契約が指摘されていることを踏まえ、技能実習計画の認定審査時等やすでに国内において開始されている技能実習において、不適切な契約を確認した際には、情報

を入手した部門から各部門に情報を共有するとともに、監理団体等への実地検査を実施し、その結果に基づき、送出国政府へ通報等を行い、調査や処分を求めることや技能実習生の保護を図るため、母国語相談又は技能実習継続のための支援等を行った。

(イ) 内部統制の推進体制の整備

役職員倫理規程、公益通報規程等について研修等を通じて職員への周知を図ったほか、理事長をはじめとする役員や幹部が出席する内部統制委員会・コンプライアンス推進委員会・リスク管理委員会で策定した計画に基づき、リスク管理の取組を行った。

(ウ) 効果的な情報提供及び広報の実施

技能実習制度の円滑な定着を図るため、外部機関等からの講習会への講師派遣依頼に対応するとともに、監理団体や実習実施者が制度を適切に活用するための自主的な取組を促す必要があることから、関係情報を収集・整備し、これらの情報を容易に入手できるよう、ホームページをはじめ、様々なツールを活用して効果的に提供した。

また、機構における業務の内容、相談窓口の紹介、関連行事等の情報のほか、主務省庁とのリンク情報、帰国後技能実習生フォローアップ調査や技能実習制度に係る幅広い情報について、ホームページ等を通じて積極的に広報を行った。

このほか、機構の業務運営に関し、業務統計に加え、新たに、監理団体から提出された「事業報告書」及び実習実施者から提出された「実施状況報告書」を、内容を精査した上で、令和3年10月に公表した。

さらに、新型コロナウイルス感染症に係る対応に関係者に周知するとともに、台風等により被災し、技能実習の継続が困難等になった監理団体及び実習実施者に対して、技能実習の継続が困難等となった場合の各種届出を周知するとともに、実習先変更支援、母国語相談及び地方事務所等の窓口等について周知した。

(エ) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護の推進

情報セキュリティ対策マニュアル、個人情報漏えい防止マニュアル及び個人情報保護チェックリストを活用した職員研修等を通じて、情報セキュリティの確保及び個人情報保護を推進した。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に伴い、技能実習が継続困難となる、出入国が困難になるといった状況が生じていることを踏まえ、以下のとおり支援等を行った。

(ア) 監理団体、実習実施者を通じた支援

技能実習が継続困難となった技能実習生について、監理団体に有用となりうる情報を提供するとともに、必要に応じて技能実習生への周知を要請した。また、監理団体等から相談があった場合には、雇用調整助成金の活用等による技能実習継続の検討を求めるとともに、やむを得ず休業や解雇を行う場合であっても、技能実習生にも日本人労働者と同様に労働関係法令が適用されることを説明した。

(イ) 技能実習が継続困難となった技能実習生等に対する転籍等の支援及び情報発信について

技能実習の継続が困難となった技能実習生について、監理団体等から提出された技能実習実施困難時届出書や電話等による確認を通じて、転籍等の支援状況や雇用保険の受給等の状況・要望を踏まえ、技能実習生の受入れが可能な監理団体等との調整を行うとともに、出入国在留管理庁において講じている様々な在留資格上の特例措置等の活用を促すこと等も含めて技能実習生に寄り添うべく、必要な支援を行った。

また、技能実習生に各種の支援が届くよう、SNSを活用し、やさしい日本語及び母国語による情報発信を行った。

(ウ) 帰国が困難となっている技能実習生等に対する相談・支援について

技能実習生のみならず、技能実習期間終了後に帰国が困難となっている者についても引き続き相談業務の対象とし、状況等をより適切に把握し、必要な助言・支援を行うとともに、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応を実施した。

(エ) 新型コロナウイルス感染症防止対策についての周知

技能実習生向けに感染防止の注意事項をまとめたリーフレットを定期的にSNSで周知を行うとともに、実習実施者・監理団体に対して、技能実習生に感染防止に関して丁寧な説明をするよう要請した。

また、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じた政府の水際対策に係る措置の変更について、送出国政府及び在京大使館に関連する情報提供を3回行った。(令和3年11月6日、同月29日及び令和4年2月28日。)

ウ 協力覚書(MOC)に基づく送出国政府との連携

法務省、外務省及び厚生労働省と送出国政府が締結したMOCに基づき、日本側の窓口として主務省庁等へ情報共有を行うとともに、送出機関の不適切な行為等について主務省庁と協議し、送出国政府への通報等を迅速かつ的確に実施した。

また、MOCに基づく定期協議を実施(MOC締結国のうち、定期協議が未実施

であったウズベキスタン、パキスタン及びバングラデシュを含む7か国)するとともに、日本側で許可した監理団体の情報の提供、送出国政府から提供を受けた認定送出国機関リストのホームページでの公開等を行った。

エ 技能実習計画の認定に関する事項

(ア) 認定業務の厳正な実施

① 認定申請の適切な受理

認定申請の受付及び必要書類についてホームページに案内を掲載し、内容に変更があるものについては見直しを行ったほか、監理団体及び実習実施者に対する申請手続についての相談等の機会を通じて、事前に周知・説明を行うとともに、申請案件の受理を行う際に、必要な点検確認を行い、令和3年度においては、175,634件の申請を受理し、171,386件の認定の措置を行った。

② 適正かつ効率的な審査

法令に基づく認定基準等の要件に照らして適当であるか否かについて事実確認を厳正に行うとともに、これまで蓄積された審査の事例や実地検査結果を踏まえた事案の的確な見極めに努め、審査の適正・効率化を図った。

また、申請を受理してから長期間にわたり措置がなされていない案件について定期的に本部に報告を行わせ業務の進捗状況を把握し必要な指導を行ったほか、複数の地方事務所等を本部職員が訪問して、計画認定業務に係る業務指導を行った。

③ 適正かつ効果的な技能実習計画が策定されるための調査・指導等

監理団体及び実習実施者から提出された技能実習計画の審査において、当該計画が法令等に照らして適正な内容であるか確認を行い、内容に問題・疑義のあるものについては、必要な指導・調査を行った。

また、主務省庁から過去に不正行為の認定を受けた監理団体又は実習実施者が新たに技能実習を開始する場合は、必要に応じ指導担当部署とも連携して調査を行い、本部認定課にも確認を受けた上で措置を行う等、適正な技能実習計画が策定されるよう取組を行った。

(イ) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

新任職員に対する研修、介護職種関係の計画認定に係る研修や地方事務所等に対する業務指導の機会を活用したほか、マニュアル等を整備するなどにより、審査担当者の業務知識・業務能力の向上を図った。

オ 実習実施者からの技能実習開始等に係る届出の受理に関する事項

①実習実施者が技能実習を開始した場合（実習実施者届出）、②技能実習の計画認定に軽微な変更があった場合（技能実習計画軽微変更届出）及び③技能実習を行

うことが困難となった場合（技能実習実施困難時届出）の各届出を適切に受理し、必要な確認を行った。

また、技能実習生の行方不明や死亡事案を把握した場合、可能な限り優先的に実地検査を実施した。速やかに実地検査を行うことが困難な場合には早期に賃金台帳等客観的資料を入手し、これを精査し、可能な限り速やかに実地検査を行った。

カ 監理団体の許可に係る調査等に関する事項

(ア) 監理団体の許可に係る適切な申請の受理・調査・進達

監理団体の許可申請の業務に当たって、監理団体になろうとする者に対して、申請書等の記入方法、審査に要する手続や期間、手数料等について、十分に事前説明を行った上、許可申請を受理する際は、必要な書類が揃っており、記載漏れがないか等を確実に点検した。また、許可基準に適合するか、欠格事由に該当しないかについて審査する際には、必要に応じて、申請書類のみではなく、実地調査等を行い、適合要件等に係る事実関係等を確認した上で、主務省庁へ進達した。

令和3年度における監理団体許可申請は265件、進達は297件であった。

(イ) 事業区分変更許可申請及び変更届出に係る適切な受理・審査

特定監理事業の許可を受けた監理団体が優良な監理団体の要件を満たしたとして事業区分を一般監理事業に変更しようとする場合、監理団体からの事業区分変更許可申請を受理し、審査した上で、主務省庁へ進達した。また、申請書の記載事項に変更があった場合の変更届出について漏れなく処理した。

令和3年度における事業区分変更許可申請は149件、進達は132件であった。

(ウ) 監理団体許可有効期間更新申請に係る適切な受理・審査

監理団体許可の有効期間の満了後引き続き監理事業を行おうとする場合は、有効期間が満了する3か月前までに、監理団体許可有効期間更新申請を行う必要があるところ、該当する監理団体に対し文書及び電話で案内するなど、適切に周知を行った。また、申請について審査を行った上で、主務省庁へ進達した。

令和3年度における監理団体許可有効期間更新申請は316件、進達は298件であった。

キ 監理団体及び実習実施者に対する指導監督

監理団体及び実習実施者に対して、技能実習法に定められた報告書の提出を求めるとともに、全ての監理団体に対して年1回、実習実施者には3年に1回の頻度で実施することを目標に実地検査を行った。

(ア) 令和4年度年間検査方針の策定等

地方事務所等においては、本部から示された令和3年度年間検査方針等に基づき、年間検査計画及び月間検査計画を策定し、計画的かつ効率的な実地検査を実

施した。本部においては、全ての地方事務所等に対し業務監察を実施し、技能実習制度を取り巻く全国的な課題を把握・整理した上で、実地検査の令和4年度年間検査方針を策定した。

(イ) 指導監督の実効性の確保

実地検査に当たっては、技能実習法に基づき、実習実施者や監理団体の設備や帳簿書類を検査し、技能実習の実施状況及び技能実習生の待遇の状況を把握するとともに、通訳人や携帯型翻訳機器の活用等により、技能実習生から直接ヒアリングを行い、実習状況等の確認を行った。

実地検査で技能実習法違反が認められた事案やその他改善すべき事案については、改善勧告や改善指導を行った上で、改善報告書を提出させるなどにより是正状況を確認した。併せて労働基準関係法令違反の疑いがある事案については、速やかに労働基準監督機関に通報した。

(ウ) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

各種研修の実施及びマニュアル等の整備をするなどにより、実地検査業務の基礎となる知識の取得及び実務能力の向上を図った。

ク 技能実習生の保護

(ア) 技能実習生からの通報・申告、母国語での相談対応等

技能実習生が実習実施者又は監理団体に法令違反があった場合の申告やその他の幅広い各種相談をしやすいように母国語による相談の窓口を設け、令和3年度においては、16,552件の母国語相談に対応し、92件の申告を受理した。

なお、母国語相談において令和3年4月から相談対応日を増やすとともに、地方事務所等において、①令和2年度から認定課援助担当に配置している通訳人の拡充、②パート職員の拡充等により、本部及び地方事務所等の援助担当部署の体制強化を図った。

また、引き続き法令違反等の疑いがある事案については、指導担当部署と情報共有を行うなど連携強化を図り、的確な実地検査につなげるとともに、ホームページ、技能実習生手帳、リーフレット等で母国語相談の周知を行ったほか、令和3年度においては、地方公共団体等に463件訪問するとともに、実地検査等の機会に技能実習生との面接等を543件実施した。

(イ) 技能実習継続のための支援

① 実習先変更支援

実習実施者の経営上の都合や実習実施者の違法行為等により技能実習の継続が困難となった技能実習生が実習先を変更して引き続き技能実習を行うことを希望する場合、他の実習実施者の下で技能実習を行えるように監理団体に対して

転籍に向けた調整を行うよう指導する等の支援を行った。

また、地方事務所等における技能実習実施困難時届出書の受理時などにおいて、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先変更支援の実施について積極的に監理団体への指導を行った。必要がある場合には機構による個別の実習先変更支援を実施し、令和3年度においては、39件の個別の実習先変更支援を実施した。

さらに、技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付、提供を行うため、実習先変更支援サイトを運営し、当該サイト登録の励行周知を行った。令和3年度においては、同サイトに487件のユーザーID登録があった。

② 宿泊支援

監理団体や実習実施者が用意した宿泊施設を活用できない特別な事情がある場合には、新たな宿泊施設が見つかるまでの間、宿泊施設を提供し、保護を行った。

(ウ) 第3号技能実習への移行希望者への支援

実習先変更支援サイトにおいて、第3号技能実習生の受入れに関する情報を技能実習生に提供した。

(エ) 技能実習生手帳の作成・配布及びアプリの運用

主務省庁と連携し、技能実習生に対し、技能実習関連法令や通報・申告及び相談窓口、その他日常生活を送る上で知っておくべき知識等を記載した技能実習生手帳を令和3年度においては、9言語、約10万部作成し、入国時に地方出入国在留管理局を通じて配布した。また、令和2年度に開発した技能実習生手帳アプリについて、令和3年7月20日から運用を開始した。

(オ) 担当職員の専門性の確保・業務能力の向上

技能実習生からの相談等への対応、技能実習継続のための支援等を適切・的確に実施できるよう各種研修を実施したほか、マニュアル等を整備した。

ケ 第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の拡大

第2号技能実習への移行対象となる職種・作業の追加を希望する業界団体等に対し、業所管省庁の同意、海外の実習ニーズの存在及び技能実習評価試験の構築等の職種・作業の追加に必要な要件を説明するとともに、職種・作業の追加に向けた具体的な作業について、主務省庁及び関係機関と連携して、指導・助言した。

コ 技能検定等の受検のための手続の支援

技能実習生の技能検定等の受検について、受検手続支援サイトにおいて、監理団体等から申請のあった受検者情報について在留期限や受検希望期間等申請情報

に不備がないか等の確認を行い、試験実施機関に取り次ぐことにより、技能実習生が適切な時期に確実に技能検定等を受検できるようにした。

また、技能検定等の試験実施機関との連携に努めたほか、監理団体等に対し、リーフレットの配布等、機会を捉えて試験実施機関への協力について案内した。

サ 技能実習生の日本語学習のための環境整備

技能実習生の入国前講習、入国後講習、実習期間中等の様々な機会に活用が可能となるよう、令和元年度に機械・金属関係及び食品製造関係職種、令和2年度に建設関係職種、令和3年度に農業職種を対象とした日本語教育教材を作成した。また、令和2年度に開発した日本語教育アプリについて、機械・金属関係職種、食品製造関係職種及び建設職種を対象としてリリースした。

当該日本語教育教材・アプリ（日本語教育ツール）については、ホームページに掲載したほか、送出国政府及び在京大使館に対しても幅広く周知を行うとともに、送出国に置かれた日本大使館や独立行政法人国際協力機構（JICA）在外事務所に対しても周知依頼を行った。

シ 労働安全衛生に係る指導の実施

技能実習生が安全で安心して技能実習ができるよう、労働災害が発生した事案については、全件実地検査を実施したほか、技能実習の業種特有の作業環境を踏まえた労働安全衛生対策を適切に講じることができるよう、「技能実習生安全衛生対策マニュアル（機械・金属関係職種）」を作成し、ホームページで公表した。

ス 技能実習に関する調査及び分析

帰国した技能実習生等に対し、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得等した技能等の活用状況等の調査を行い、公表した。また、監理団体等による帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等の取組事例を収集し、公表した。

さらに、監理団体から提出された「事業報告書」及び実習実施者から提出された「実施状況報告書」については、内容を精査し取りまとめ、令和3年10月に公表した。（再掲）

セ 地域協議会等を通じた関係機関との連携

本部において、各種事業協議会への出席等を通じ、主務省庁及び関係行政機関等との密接な連携を図った。

また、地方事務所等において、地域協議会への出席等を通じて出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の第一線機関や地方公共団体等と技能実習制度の適正化に向けた密接な連携を図った。

7. 機構が対処すべき課題

技能実習生が安心して技能実習を行うことができるよう、技能実習計画の認定審査や監理団体・実習実施者に対する指導監督、技能実習生への援助等を行ってきたところであるが、現下において、機構が対処すべき課題として、以下の2点が挙げられる。

まず、技能実習制度の適正化の推進である。技能実習法施行から4年が経過したが、未だに労働関係法令違反をはじめ、技能実習法違反で指導される実習実施者や監理団体が存在する。このため、検査の件数のみならず、地方事務所等における指導ノウハウの向上を図るなどにより、質の面での実効性も高め、的確かつ厳格な指導を行う。

また、技能実習生からの相談・申告対応、実習先変更支援に向けた監理団体への助言・指導、個別の実習先変更支援及び宿泊支援、技能実習実施困難時届出書から把握した内容を端緒として事実関係の調査を行う等全ての地方事務所等において、能動的かつ積極的に援助業務に取り組む。

8. 当該年度における短期借入金の状況

該当なし

9. 当該年度における国庫補助金等の状況

(単位：千円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (A) - (B)	備 考
収入				
積立金より受入	312,237	0	312,237	
手数料収入	541,940	757,346	△215,406	
国庫補助金等収入	6,187,065	6,187,065	0	外国人技能実習機構交付金
その他収入	—	1,877	△1,877	
計	7,041,242	6,946,288	94,954	
支出				
事業諸費	5,115,746	4,623,739	492,007	
一般管理費	1,848,397	1,802,633	45,764	
予備費	77,099	0	77,099	
計	7,041,242	6,426,373	614,869	